

## 区保育室及び定期利用保育事業の廃止に向けた令和元年度以降の取組について

区保育室及び定期利用保育事業（以下「保育室等」という。）の段階的な廃止に向けた取組について、区実行計画（令和元～3年度）における認可保育所の整備計画等を踏まえ、以下のとおり取り組むこととしたので、報告します。

### 1 令和元年度以降の取組

#### （1）令和元年度の取組

令和2年4月以降の「待機児童ゼロ」継続に影響を及ぼさないことを前提とし、令和元年度末での廃止を決定している保育室「荻窪」と保育室「和泉北」に加えて、以下の委託型保育室を廃止する。

なお、保育室「高井戸北」については、当該保育室の歳児別の利用状況及び地域の保育需要を考慮し、定員充足率が高い1・2歳児を対象とした定期利用保育事業（直営型）に転換し、暫定的に運営を行うこととする。

保育室名 (運営形態)	定員 (充足率)	在所児の対応	跡地活用
浜田山東 (委託型)	1～5歳児 計40名 (30%)	現在の1～4歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の認可保育所への優先入所を図る。	今後の行政需要を踏まえ、総合的な観点から、別途検討・具体化する。
和田南 (委託型)	1・2歳児 計24名 (8.3%)	現在の1歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の認可保育所への優先入所を図る。	
高井戸北 (委託型)	1～5歳児 計40名 (32.5%)	現在の1・2歳児は、保護者の希望に応じて、近隣の認可保育所等への優先入所を図る。	

#### （2）令和2年度以降の取組

直営型保育室「若杉」は、令和6年度末に廃止することを決定済みである。

なお、他の保育室等については、今後の利用状況等を踏まえ、別途、更なる廃止等を検討・具体化する。

### 2 スケジュール

令和元年8月 令和元年度末で廃止する保育室（3所）の在所児保護者への説明  
10月 「保育施設利用のご案内」等による区民周知  
令和2年3月 保育室（5所）の廃止